

事務所通信

令和5年9月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通 四条

上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

9月はコロナに罹患してしまっていました（涙）。フォローしてくれるスタッフに感謝です。そしてみなさまからは、温かいお見舞いのお言葉やご自身の経験談、労いのお声を多数いただきました。一つ一つが身に沁み、そして力になりました。みなさまのお心配り本当にありがとうございました。来月はまた一段とパワーアップしてがんばります！

『特例承継計画』の提出忘れはございませんか？

1. 事業承継税制とは

中小企業の事業承継を総合的に支援するため、平成20年5月に「経営承継円滑化法」が成立しました。この中には事業承継における税負担を軽減する「事業承継税制」も含まれています。「事業承継税制」には法人版と個人版があり、この『特例承継計画』は法人版事業承継税制の適用において事前に提出が必要となります。

中小企業の事業承継においては、**自社株式を後継者へ移転する際の税負担が問題になります。**一般的に自社株式を後継者へ移転する際には、贈与税や相続税が課されるため後継者の大きな負担となっており、この問題を解決させるために事業承継税制が設けられました。

事業承継税制を活用すると、一定の要件を満たせば後継者が取得した自社株式にかかる贈与税や相続税の納税が猶予又は免除されます。法人版の事業承継税制には「特例措置」と「一般措置」があり、それぞれ要件や適用範囲が異なります。「特例措置」と「一般措置」の比較表は下記の通りです。

【特例措置と一般措置の比較】

| | 特例措置 | 一般措置 |
|----------------------|--|--------------------------------------|
| 事前の計画策定等 | 特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで〕 | 不要 |
| 適用期限 | 次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕 | なし |
| 対象株数 | 全株式 | 総株式数の最大3分の2まで |
| 納税猶予割合 | 100% | 贈与：100% 相続：80% |
| 承継パターン | 複数の株主から最大3人の後継者 | 複数の株主から1人の後継者 |
| 雇用確保要件 | 弾力化 | 承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要 |
| 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除 | あり | なし |
| 相続時精算課税の適用 | 60歳以上の者から 18歳以上の者への贈与 | 60歳以上の者から18歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与 |

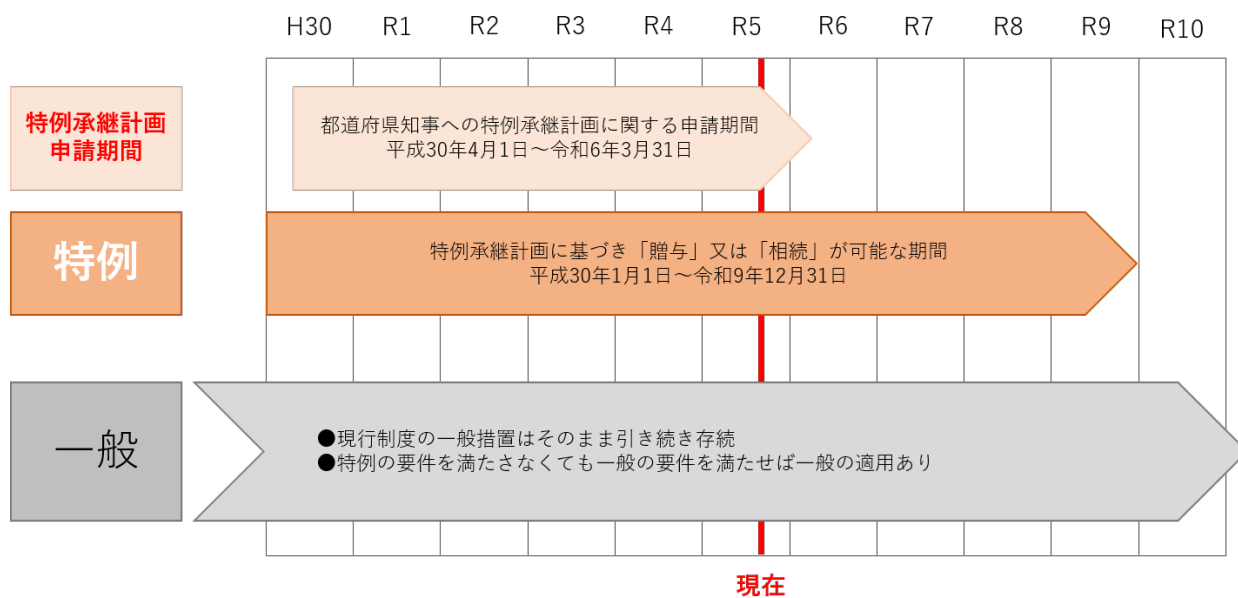
出展：国税庁ホームページ

2. 特例措置を適用するためには『特例承継計画』の提出が必須

法人版の事業承継税制における「特例措置」を適用するには、『特例承継計画』の事前提出が必須となります。令和4年度税制改正により、『特例承継計画』の提出期限が令和5年3月31日から1年延長され令和6年3月31日とされましたが、なんと残り7ヵ月を切っています。後々に「特例措置を適用したい」となっても、この『特例承継計画』の提出を忘れていると適用することができません。今一度、提出すべきか否か、ご検討ください。

法人版事業承継税制の申請から適用までのスケジュールを下記にまとめました。

【スケジュール】



3. こんな場合は特例承継計画の提出を検討しましょう

事業承継税制は自社株式を移転する際の贈与税や相続税の負担の時期を先送りできる制度です。自社株式の評価額が高く、後継者へ移転すると贈与税や相続税の負担が大きくなると見込まれる場合に提出を検討すべきでしょう。贈与税や相続税がかかる見込みがない場合や負担がそう大きくない場合には提出する必要はありません。

4. 特例承継計画とは一体どんな書類？

では令和6年3月31日までに提出しなければならない『特例承継計画』とは一体どんな書類なのでしょう。具体的には①会社の基礎情報②後継者は誰なのか③後継者が株式を取得するまでの経営上の課題とその対策④承継した後5年間の事業計画に加えて、⑤認定経営革新等支援機関（次節参照）による指導および助言の内容などを記載した書類です。

これだけを見ると、なんだか面倒そうだな…と感じますが、会社が記入するのはA4用紙で2枚程度の分量となります。中小企業庁から様式や記載例も準備されています（下記リンク先参照）ので、認定経営革新等支援機関と相談のうえ、進めていきましょう。

【法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定に関する申請手続関係書類】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

5. 認定経営革新等支援機関とは

認定経営革新等支援機関からの指導や助言を記載しなければなりません。認定経営革新等支援機関って何？という方も多いかも知れません。認定経営革新等支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、国の認定

を受けた支援機関をいい、税理士や商工会議所等多くの機関が認定を受けています。意外と身近にいますよね。弊所も認定経営革新等支援機関の認定を受けています。

【経営革新等支援機関認定一覧について】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

6. まとめ

『特例承継計画』は特例措置を適用する場合に、「事前の提出」が必須となりますのでご注意ください。なお、『特例承継計画』の提出期限は令和6年3月31日となりますが、特例措置の適用期間は令和9年12月31日までとなります。

最後に、『特例承継計画』を提出しても必ず特例措置を適用しなければならないのではなく、特例措置を適用しようとなった場合に事前の提出がないと適用できないという位置づけです。将来的に特例措置を適用する可能性がある場合には、提出しておくことをお勧めします。

提出すべきかどうかわからない、何から手を付ければいいかわからない、という方はどうぞお気軽にお問合せください。